ウ　林原商事、生化研及び太陽殖産による更生担保権の弁済（相殺）

①　本更生計画案提出日において担保変換後目的物が預金債権である場合

イ①の定めは、林原商事に係る別表14の整理番号２－６の預金債権、生化研に係る別表14の整理番号２－７及び５－１の預金債権並びに太陽殖産に係る別表14の整理番号５－４の預金債権につき存する質権の被担保債権である更生担保権について準用する。

②　本更生計画案提出日において担保変換後目的物が預金債権以外の債権である場合

イ②の定めは、生化研に係る別表14の整理番号２－８、２－９、５－２及び５－３の債権並びに太陽殖産に係る別表14の整理番号５－５及び５－６の債権につき存する質権の被担保債権である更生担保権について準用する。

エ　担保権の消滅

担保変換後目的物につき存する質権は、当該質権に係る確定更生担保権額全額が弁済され、又は相殺により消滅した時に、消滅する。

３　不動産に係る更生担保権

⑴　確定更生担保権

更生会社	件数	確定更生担保権額	別表
林原	２件	16,698,716,065円	15
太陽殖産	２件	604,542,160円及び額未定	

⑵　権利の変更、元本の確定、弁済方法及び担保権の措置

ア　根抵当権の元本の確定

別表15の不動産（以下本⑵において「担保目的未処分不動産」という。）につき存する担保権が根抵当権である場合には、当該根抵当権が担保すべき元本は、更生計画認可決定日に、当該根抵当権に係る確定更生担保権額として別表15の「確定更生担保権額」欄記載の金額に確定する。

イ　担保権の存続

担保目的未処分不動産につき存する担保権は、当該担保目的未処分不動産に係る確定更生担保権額を限度とする債権を被担保債権として更生計画認可決定後も存続する。

ウ　平成24年１月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日までに売買代金が入金された場合の弁済等

①　担保権の消滅

担保目的未処分不動産の売買代金が平成24年１月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日までに入金された場合には、当該担保目的未処分不動産につき存する担保権は、当該担保目的未処分不動産の実質売却代金額（当該担保権を有する者が届け出た更生担保権届出書における当該担保目的未処分不動産に係る評価額（ただし、別表15の整理番号３の不動産については、確定更生担保権額）を限度とする。以下本⑵において同じ。）が当該担保目的未処分不動産に係る担保権者の指定する預金口座に入金された時に、消滅する。

②　預金質権の設定

管財人は、当該入金と同時に、当該預金口座に係る預金債権について、当該担保目的未処分不動産に係る実質売却代金額を被担保債権、当該担保目的未処分不動産に係る更生担保権を有する債権者を質権者とする順位１番の質権を設定する。

③　更生担保権の弁済（相殺）

林原及び太陽殖産は、平成24年１月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日に、当該質権の被担保債権である実質売却代金額と当該預金債権と対当額で相殺する。

エ　平成24年１月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日までに売買代金が入金されない場合の取扱い

①　担保目的未処分不動産に係る権利の林原から太陽殖産への移転等

更生３社の所有する担保目的未処分不動産の売買代金が平成24年１月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日までに入金されない場合には、本第一会社分割により、担保目的未処分不動産の所有権は当該担保目的未処分不動産につき存する担保権に係る負担付で林原から太陽殖産に移転するとともに、当該担保権の被担保債権に係る債務は太陽殖産が林原から免責的に引き受ける。

これらにより、当該担保権は、林原を債務者とするものから、太陽殖産を債務者とし、当該被担保債権を担保するものに変更される。

②　平成24年１月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日後の担保目的未処分不動産の売却方法

太陽殖産は、平成24年１月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日までにその売却に関する契約が締結されていない担保目的未処分不動産については、５の定めに従い、売却する。

③　更生担保権の弁済

太陽殖産は、担保目的未処分不動産につき存する担保権（①の変更を受けるものにあっては、変更後の担保権。以下本エにおいて同じ。）の被担保債権である更生担保権について、当該担保目的未処分不動産の実質売却代金額を、当該担保権を有する債権者から管財人に対する当該担保権に係る設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類の交付と引き換えに、弁済する。

④　担保目的未処分不動産につき存する担保権の消滅

担保目的未処分不動産につき存する担保権は、当該担保目的未処分不動産に係る実質売却代金額の弁済時に、消滅する。

オ　実質売却代金額が確定更生担保権額を下回る場合

実質売却代金額が当該担保目的未処分不動産に係る確定更生担保権額を下回る場合には、太陽殖産は、その差額に係る更生担保権につき、殖産承継債権又は殖産劣後債権として取り扱うこととする。その具体的な調整については、５の定めに従う。

カ　実質売却代金額が確定更生担保権額を上回る場合

別表15の整理番号１及び３の不動産に係る更生担保権については、当該不動産に係る実質売却代金額を弁済する。

別表15の整理番号２の不動産に係る更生担保権については当該不動産に係る実質売却代金額を弁済するほか、第４節の定めに従うものとする。

４　有価証券に係る更生担保権

⑴　確定更生担保権

更生会社	件数	確定更生担保権額	別表
林原	１件	211,096,000円	16
林原商事	２件	226,809,000円	
生化研	１件	535,920,000円	